

大木町配食サービス業務仕様書

1 委託業務名

大木町配食サービス業務委託

2 業務の目的

ひとり暮らしの高齢者（高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）に対し、本業務を実施することで、食事の確保と健康の保持増進を図るとともに安否確認を目的とする。

3 業務委託の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

4 契約

- (1) 本業務は、大木町業務委託契約書により1食あたり単価で契約を締結すること。
- (2) 契約保証金は、大木町契約規則に基づく。
- (3) 業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

5 委託料

委託料の額は、調理コスト、配送コスト、見守り等係る経費を含み、1食あたりの単価で契約を締結する。

ただし、普通食1食あたりに係る総金額は最大750円（消費税及び地方消費税を含む）、治療食1食あたりに係る総金額は最大800円（消費税及び地方消費税を含む）

委託料は、実施報告書と一緒に請求書を提出し、実施月の翌月末に支払いを行う。

6 業務内容

(1) 調理

- ①関係法規等に基づき、食品の安全、作業の衛生管理に留意し、調理を行うこと。
- ②高齢者が食べやすい工夫にも対応すること。
 - I) 主食を柔らかめに仕上げる等対応可能であること。
 - II) 副食のカット（一口大サイズ）や刻み食等は無償で対応可能であること。
- ③配食弁当は、副食のみの対応が可能であること。
- ④調理は、受託者自ら前日又は当日に調理を原則とし、食品衛生に十分配慮し調理すること。
- ⑤献立は高齢者にふさわしいもので、食品構成、栄養成分等に偏りが無いこととする。
- ⑥お弁当の容器は、回収形式のもので、衛生的かつ安全に利用者宅まで個別配達ができるものと

し、回収については次回配達時に行うものとする。

ただし、衛生上の問題で使い捨ての容器を使用することもできるものとする。

(2) 配達

- ①受託者は、自ら調理した配食弁当を直接利用者の自宅へ配達し、利用者本人に手渡しを行い、利用者の安否を確認すること。また、配達時に直接の受渡が困難な場合においては、再配達を当日可能な限り対応するなど、臨機応変に対応可能であること。
- ②当日、配達した配達時間及び見守りの状況等を記録した利用者台帳を作成し、本町又は利用者からの問い合わせ等にも迅速に対応すること。
- ③配達時には食中毒の原因とならないよう配食弁当の衛生管理を行い配達すること。
- ④配達車両はすべて受託者で準備すること。

(3) 安全及び衛生管理

原材料の取り扱い、調理、運搬配達等にあたっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。

(4) 配食回数

- ①配食は、本町の配食サービス利用決定通知書に定められた回数とする。ただし、利用者の自費による利用希望にも対応すること。
- ②利用者1人につき最大週5回（月曜日から金曜日まで）昼食の配食に対応すること。
ただし、12月31日～1月3日までは原則休みとするが、受託者において対応可能な場合は、本町と協議のうえ決定する。

(5) サービス提供日等の変更、サービス中止・再開・廃止について

- ①受託者は、利用決定時の配食の曜日等の変更や、サービスの中止・再開・廃止については、本町から連絡があった場合にのみ行うこととする。
- ②入院等の理由で本町からの連絡ではなく、本人や家族又はケアマネージャーから直接連絡を受けた場合には、受託者はその日のうちに本町へ連絡するものとする。
- ③利用の変更・中止・廃止等の連絡が困難であった場合に発生した配食弁当の費用は原則利用者の負担とする。
- ④利用中止の連絡は、前日12時まで受付けること。

(6) 職員体制及び安全対策

- ①受託者は、本業務を行うに当たり責任者（担当者）を配置し、配達に関する一切の支持及び統制は受託者が責任をもって行うこと。
- ②配達業務については、高齢者の就業機会の確保のため、現配達員や町内高齢者の活用に努める

こと。

- ③調理業務、配達業務、連絡調整業務それぞれに職員を配置すること。
- ④定期的に検便や健康診断を行い、徹底した衛生管理体制を確立すると共に、本町か指示があつた場合には、その報告書を提出すること。

(7) 利用料

受託者の責任において、適切に利用者負担金を徴収するものとする。徴収した利用者負担金は、当該月分を翌々月の末日までに、本町へ納入すること。また、負担金の徴収方法は問わない。

(8) 報告書の作成

受託者は、1ヶ月ごとに当該月の業務実施状況等を取りまとめ、翌月10日までに本町へ提出すること。その際、当該月分は請求書も併せて提出すること。

(9) 利用者への対応と安否の確認

- ①配食弁当の受け渡しは、利用者本人へ手渡しで行うものとする。ただし、感染症の発生等の事態が起つた場合は、一定の距離を保ち声かけ等で行うことも可能とする。

I) 高齢者に配慮した対応

配食弁当の受け渡しは、利用者の健康状況に応じて食卓まで届ける等、柔軟な対応ができること。その際に必ず声かけを行い、利用者とのコミュニケーションを図り、安否確認を行うこと。

II) 緊急時の対応

配達に従事する職員は、緊急時の対応を徹底し、利用者宅において異常を発見した場合は、速やかに適切な対応をすると共に、本町や緊急連絡先及び関係機関に連絡すること。

III) 連絡・連携体制

サービスを提供するにあたっては、本町の指示を得ながら相互の連携を密にし、事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ連絡を取ること。

IV) 安否確認の記録について

配達時の利用者の体調等について安否確認の対応に関する記録簿等により記録をとり、「(8) 報告書の作成」により、本町へ提出すること。

(10) 秘密の保持・個人情報の取扱い

①秘密の保持

受託者は、本事業を行うにあたって、利用者的人格を尊重するとともに、事業実施中に知り得た秘密を当該契約の目的以外に他人に提供することや漏らしてはならない。この契約が終了し又は、解除された後においても同様とする。

②漏えい、滅失及びき損の防止

受託者は、この契約による業務により知りえた個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

③業務従事者への通知

受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

④複写又は複製の禁止

受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から引渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(11) 苦情処理及び損害賠償等

①受託者は、利用者からの苦情・不満・相談は、現場・事業所等のいずれでも受け付けるものとし、責任者を交えて情報共有を行い、誠意をもった対応を心がけるものとする。また、必要に応じ本町に連絡すること。

②本業務中に事故（交通事故を含む）等があったときは、速やかにその内容を報告し、事故があつた日から起算して7日以内に、書面により報告すること。

③受託者は、利用者に対するサービスの提供にあたり、受託者の故意または過失により損害を与えた場合は、受託者の負担において損害を賠償しなければならない。

9 法令順守

(1) 大木町配食サービス業務委託契約に基づき、誠実かつ良心的に業務を行うこと。

(2) 業務実施にあたっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等その他関係法規を遵守しなければならない。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、本町と協議のうえ決定する。

11 担当課

〒830-0416

福岡県三潴郡大木町大字八町牟田255番地1

大木町役場 福祉課 福祉係

TEL: 0944-32-1060 FAX: 0944-32-1054

E-mail: hukushi@town.ooki.lg.jp